

第 1 問 答 案 用 紙 < 1 >

（ 監 査 論 ）

問題 1

公正不偏の態度を保持することで、他者からの不当な干渉や要請を排除でき、その結果として客観的かつ公正な意見表明が可能となり、財務諸表監査の社会的信頼性を確保することにつながるからである。

問題 2

①独立性の保持を品質目標として設定し、当該品質目標には、監査事務所及びその専門要員並びに当該監査事務所が所属するネットワーク等による独立性の保持に関する目標を含めること。

②独立性の保持に対する脅威を識別して評価し、それに対処するための方針又は手続を定めること。

③独立性を侵害する事項を発見し、対処するための方針又は手続を定めること。

④専門要員の独立性が適切に保持されていることを確かめること。

第1問 答案用紙<2> (監査論)

問題3

場所又は区分：表題
内容：表題を「独立監査人の報告書」とする。
理由：監査人が独立性についての我が国における職業倫理に関する規定の全てを満たすことの表明、また独立監査人以外の者が発行する監査報告書との区別のため。

場所又は区分：監査意見の根拠
内容：監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って会社から独立している旨、またその他の倫理上の責任を果たしている旨を記載する。
理由：利用者の関心が高い職業倫理に関する規定を遵守していることを明示することで、監査の透明性を向上させることができるため。

場所又は区分：監査報告書の末尾のその他の事項区分
内容：利害関係の有無、及び利害関係を有する場合はその内容を記載する。
理由：利害関係の記載により監査人の独立性を明示することで、監査の社会的信頼性を確保できるため。

問題4

期待される効果①交代によって、馴れ合いや自己利益といった阻害要因の影響を抑え、その結果、監査人が精神的・外観的独立性を保持し、監査人・被監査会社双方が適度な緊張感を持って監査を実施することが可能となる。
期待される効果②交代により監査に新たな関与者による視点を取り入れることができ、過去の慣例にとらわれず新しい取引等を検討することが可能となり、その結果、監査品質を一定水準に維持することができる。

監査実務上の弊害：当該被監査会社における豊富な監査経験を有する者が関与できなくなる結果、被監査会社が過去に説明した事象を後任の者に再度説明しなければならない負担が生じる。また、豊富な監査経験を有する者であれば見逃さないであろう重要な虚偽表示を後任の者が看過するリスクが生じる。
このように交代は、監査人、被監査会社双方に弊害をもたらすおそれがある。

第2問 答案用紙<1> (監査論)

問題1

- | |
|--------------------------------------|
| ①P社グループの重要な取引種類、勘定残高等の構成単位にわたる分散の程度 |
| ②B社の過年度の監査において発見された内部統制の不備の内容及び範囲 |
| ③新しく買収され、設備投資により重要な変化が生じた企業であるC社 |
| ④D社のグループにおける財務報告に関連する活動の集約化の程度及びその方法 |

問題2

- | |
|---|
| ①P社グループのグループ財務諸表全体としての重要性の基準値を、グループ財務諸表の税引前当期純利益等の指標を用いて決定する。 |
| ②合算リスクを適切な水準に抑えるため、P社グループ・レベルの手続実施上の重要性を、①よりも低い金額として設定する。 |
| ③合算リスクを適切な水準に抑えるため、構成単位の手続実施上の重要性を②よりも低い金額として設定する。 |

問題3

- | |
|--|
| ① 構成単位の監査人Zはネットワーク外の監査人であるため、監査人αは、監査人Zに、グループ監査人への監査調書の共有を含む、グループ監査人とのコミュニケーションに関して制約が課されていないかについて理解する必要がある。 |
| ② C社は外国に所在しているため、監査人αは、監査証拠が異なる言語で記載されているかどうか、及び監査人αが利用するために翻訳が必要かどうかについて理解する必要がある。 |

第2問 答案用紙<2> (監査論)

問題4

問1

α はまず、財務諸表に重要な影響を与えないことが明らかであると想定されされるため集計する必要がないと判断する虚偽表示の金額を、「グループ財務諸表として明らかに僅少と考えられる額」として設定する。

次に、 α が集計する必要がある虚偽表示がXから報告されないリスクを回避するため、Xとコミュニケーションを行う金額の基準値を、上記の金額以下の金額として設定する。

問2

構成単位での虚偽表示の発生は、修正済みであっても広範に影響を及ぼす内部統制の不備を示唆することがあり、また修正済みの虚偽表示の件数が多いことは、未発見の虚偽表示リスクが高いことを示す場合がある。その場合、 α は追加的な監査手続の実施が必要と判断されることがある。

以上から、このコミュニケーションが必要とされている。

問題5

問1

グループ監査責任者は表明したグループ財務諸表の監査意見に単独で責任を負う。仮に監査報告書において構成単位の監査人の利用について言及した場合、監査報告書利用者に当該責任が分担されているという誤解を与える可能性があるため、構成単位の監査人の利用について言及してはならないとされている。

問2

監査人Yの利用について言及することは是とされる。本問では、B社の経営者の管理の及ばない状況により監査人Yは要請された作業を完了できず、その結果、B社の財務情報に対して十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。

さらに、 α は当該事項がグループ財務諸表に限定付適正意見を表明するほどの重要な影響を有すると判断している。

この場合、 α は監査報告書の限定意見の根拠区分において当該状況を説明し、また監査人Yの利用に言及するとともに、 α の責任が軽減されない旨を記載することが、利用者による状況の適切な理解に資する。